

特別徴収税額の納期の特例に関する申請

(提出先) 兵庫県太子町長	申 請 者	住所又は所在地		電 話 番 号		
(提出日) 年 月 日		氏名又は法人の名称 及び代表者氏名		特別徴収義務者 指 定 番 号		
				法 人 番 号		
地方税法第321条の5の2及び太子町税条例第46条の3の規定による特別徴収税額の納期の特例について申請します。						
① 特例の適用を受けようとする税額		年 月分以後の支給に係る給与所得及び退職所得に対する特別徴収税額				
申請の日前6か月間の各月末の給 ②与の支払を受ける者の人員及び各 月の支払金額 (カッコ書は、臨時勤務者に係るもの)	年 月	外 () 人 人	外 () 円 円	年 月	外 () 人 人	外 () 円 円
	年 月	外 () 人 人	外 () 円 円	年 月	外 () 人 人	外 () 円 円
	年 月	外 () 人 人	外 () 円 円	年 月	外 () 人 人	外 () 円 円
③ (一) 現に徴税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由に因るものであるときは、その理由の詳細 (二) 申請の日前1か年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合にはその年月日						

裏面の注意事項を必ずお読みください。

＊ 処 理 欄	処理区分	滞納の有無	備 考
	承 認 却 下	有 ・ 無	

申請についての注意事項

1. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
- (2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、町長に申請しその承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる区分によりそれぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。
6月から11月までの給与及び退職手当等に係る特別徴収税額 ・ ・ ・ ・ ・ 12月10日まで
12月から翌年5月までの給与及び退職手当等に係る特別徴収税額 ・ ・ ・ 翌年6月10日まで
- (4) 納期の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく町長に届けなければなりません。

※ 注 意

町税の滞納や著しい納付納入遅延があるような者については、この特例の承認を受けることができません。また、この特例の承認を受けても、滞納や納付納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることとなりますのでご注意ください。

2. 申請書の書き方

- (1) 「特別徴収義務者指定番号」欄には当初特別徴収義務者として指定した番号を記入してください。
- (2) 「①」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
- (3) 「②」欄には、申請の日前6か月間の各月末人員と、各月の給与の金額を記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数を「人員」欄の、その支払金額を「金額」欄のそれぞれ括弧の中に入れてください。
- (4) 「③」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。